

要保管

P T A のしおり

東伏見小学校

今回の会則変更は下記の変更が発生したためです。

① 学年部

- 1) 学年クラス行事がなくなり、全校で一斉開催になる。
- 2) 学年部員は各クラス2名⇒各学年より学級数×2名
- 3) 学年部長しかいなかったのが学年副部長をおく。
- 4) 係などは新学期ではなく、前年度末までに決める。

② 校外部

校外部長を PTA 役員に組み入れます。
校外部自体は存続します。

③ 役員

校外部担当を新設。
書記を4名まで増やす。

④ PTA 会費

1,800 円⇒1,500 円へ減額

会員のみなさまへ

P T A活動を始める前に、まずはこの「P T Aのしおり」をよく読んでP T Aの組織・目的・仕事などを理解しましょう。

また、このしおりは6年間使用しますので、大切に保管してください。

【P T Aはどういう会ですか】

本校では「保護者と先生の会」です。
子供の幸福な成長をはかることを目的とし、保護者と先生が共に手を携えて、信頼と理解を深める努力をします。

その場がP T Aです。

この会はみなさんから集めた会費によって運営されています。

【会員はどのようにしてP T Aに参加するのですか】

本校では、児童の入学または転入と同時に原則会員になります。
一人一人の参加のしかたは

- ◎ 会費を納めます。
- ◎ 活動や集会に参加します。
- ◎ 広報を読みます。
- ◎ 役員・委員として運営に参加します。

※やむを得ず退会をご希望される方は、校長・副校長先生にご相談ください。

【役員・委員に選ばれましたが、どんな事を心がけたら良いでしょう】

役員は会員の代表として選ばれ、全体の仕事をまとめます。
委員には学年より選ばれる学級委員（学年部）及び役員選考委員・地区により選ばれる地区委員（校外部）があります。

委員はそれぞれが代表する学年・地区の声を運営委員会に反映し、連絡調整を行います。委員の活動により会員どうしの親睦が深まります。

【地区とは何でしょう】

現在、学区域（東伏見・富士町・柳沢）は13地区に分かれています。
一年を通じて校外生活を支え、子供たちの健やかな成長のために地域交流を通して子供の自主性を育むよう協力していきます。

交通安全・通学路などの点検や生活環境の整備に努力します。

東伏見小学校PTA会則

第1章 総 則

【名称及び事務所】

第 1 条 この会は、「東伏見小学校PTA」といい、事務所を東伏見小学校内におきます。

【目 的】

第 2 条 この会は、民主教育に対する理解を深め、保護者と教職員が協力し、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とします。

【方 針】

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の方針を定めます。

- (1) 自主独立のものであって、他のいかなる統制・干渉・支配をうけません。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよらず、営利を目的とする行為はしません。
- (3) この会または、この会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦したり、自ら立候補はできません。
- (4) 学校の方針や教職員の人事に干渉しません。

【活 動】

第 4 条 この会は、前条の目的、方針のもとに次の活動を行います。

- (1) 会員相互の親睦と教養の向上をはかります。
- (2) 学校の施設整備その他、教育環境の向上について学校と協力していきます。
- (3) その他、目的達成のために必要な活動を行います。

【会 員】

第 5 条 この会の会員は、本校在学児童の保護者及び教職員とし、すべて平等の権利と義務があります。

第2章 会 計

【経 費】

第 6 条 この会に必要な経費は、会費及びその他の収入によってまかなわれます。

【会 費】

第 7 条 この会の会員は、会費を納めます。会費は一世帯年額 1 5 0 0 円とします。

【経 理】

第 8 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づき運営されます。

第 9 条 この会の会計について詳細は、細則にさだめます。

【年 度】

第 1 0 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わります。

第3章 役員と会計監査

第 1 1 条 この会の役員は、次のとおりです。

会 長 1 名（保護者より選出）

副会長 3 名（保護者より 2 名 教師より 1 名選出）

会 計 3 名または 4 名（保護者より 2 名または 3 名、
教師より 1 名選出）

書 記 3 名から 5 名（保護者より 2 名から 4 名、
教師より 1 名選出）

東伏見小学校施設開放運営協議会（運協）・生涯学習担当
2 名（保護者より選出）

東伏見小学校区青少年育成会（育成会）担当
2 名（保護者より選出）

校外部担当
1 名または 2 名（保護者より選出）

第 1 2 条 (1) 会長は、会計監査およびどの委員も兼任できません
(2) 副会長・会計・書記、運協・生涯学習担当、育成会担当は
会計監査と他の委員を兼ねることはできません。
ただし、校外部地区班の班長は例外とします。

第 1 3 条 役員任期は、1 年とします。但し同じ役員の職については、1 回に限り再選を認めず。役員は引き続いて、他の役員に選任されることができません。但し役員職に当たる事は通算して 3 年間までとします。但し教職員についてはこの限りではありません。

第14条 役員は第3章19条によって選出されます。

第15条 役員の任務は次のとおりです。

会 長 会務をまとめ、この会を代表し必要な会の招集をします。

副会長 会長を補佐し、会長に支障があったときは、その職務を代行します。

会 計 会計事務を処理し、会計簿を保存します。

書 記 総会及び、運営委員会の、議事ならびにこの会に関するその他の活動事項を記録し、保存します。

通信、その他の書類を保管し、この会の庶務をおこないます。

運協・生涯学習担当

運協会議と地域生涯学習事業企画会議に出席し、
地域生涯学習事業においては、企画・運営に携わり、
参加します。

運協とPTA役員との連携を図ります。

育成会担当

育成会会議に出席し、育成会行事に参加します。

育成会とPTA役員との連携を図ります。

校外部担当

通学路の安全確保のために会議への出席をします。

地域や地区班班長とPTA役員との連携を図ります。

【役員会】

第16条 役員会は、第3章第11条に規定する役員で構成され、会長が招集します。

第17条 役員会は、次のことを行います。

(1) この会の事務を処理し、対外的な窓口となります。

(2) 運営委員会に提出する議案の調整を行います。

【会計監査】

第18条 1 会計監査は、保護者より2名または3名、教師より1名です。

そのうち保護者については、前年度役員の中から選出されます。

2 この会の会計を半期毎に監査し、運営委員会及び総会で報告します。

3 必要に応じて臨時監査をすることができます。

4 運営委員会に出席し、意見を述べる事ができますが、議決権はありません。

5 会計監査はどの委員も兼任できません。

【役員選考】

第19条 1 PTA役員は次年度の役員を選考を行う。

2 役員選考の規定は細則で定めます。

第4章 総会

- 第20条 1 総会は、全会員で構成され、この会の最高議決機関です。
2 総会は、定期総会及び臨時総会とします。
(1) 定期総会は、毎年度はじめに開催します。
(2) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の10分の1以上から要求があった時開催します。
- 第21条 総会は、会員の5分の1以上の出席により成立します。但し委任状も認めます。
- 第22条 総会に関する書類は、開催日の1週間前までに全会員に配布します。
- 第23条 1 総会の招集は会長が行い、議長は会員の中より選出します。
2 総会の議決は、一世帯一票とし、出席者の過半数で決まります。
- 第24条 総会では、次のことを決めます。
(1) 前年度の活動及び決算報告
(2) 役員及び会計監査の選出
(3) その年度の活動方針や計画
(4) 活動計画に基づく予算の承認
(5) その他、必要な事項

第5章 運営委員会

- 第25条 運営委員会は、この会に必要な事項について審議し、総会に次ぐ議決機関です。
- 第26条 運営委員会は、次の委員によって構成します。
校長、副校長
役員
学年部（各学年より学級数×2名）
卒業対策委員長、ベルマーク委員長、育成会会長
- 第27条 運営委員会は、第26条の構成員の2分の1以上の出席によって成立します。議決は、その出席者の3分の2で決まります。
- 第28条 運営委員会の招集は、必要に応じて会長が行います。

第6章 集会

この会の基本組織は、学級集会と校外の集会及び教職員集会からなり、PTA活動母体となる集会です。

【学級の集会】

- 第29条 1 学級の集会は、学級担任と協力し、教育の向上をめざしてあらゆる問題について研究し、学級活動を活発にします。
2 学級の集会は、学級の会員によって構成します。
3 招集は学年部員が必要に応じてします。

【学年の集会】

- 第30条 1 学年の集会は、学級の集会の横つながりをうながし、学年での諸問題について協議します。
2 同学年の会員によって構成されます。
3 招集は学年代表が必要に応じてします。

【校外の集会】

- 第31条 1 校外の集会は、児童の校外生活の向上をはかるために活動し、班集会有ります。
2 班集会
(1) 班集会有地区の班会員によって構成されます。
(2) 招集は班長が必要に応じてします。

【教職員の集会】

- 第32条 1 教職員の集会有、教職員全体の集会有です。
2 教職員の中から学年部、校外部の各部へ1名ずつ選出し運営委員会に出席します。

第7章 各部の活動と選出方法

学年部、校外部の各部は、第4条の活動に基づき、運営委員会と連絡調整をはかりながら活動します。各部の活動は、学級・学年・地区のPTA活動を支える大きな柱です。

【学年部】

- 第33条 1 (1) 学級・学年で行う行事(茶話会・学習会・講習会等)を計画・実行します。
(2) 学級相互の連絡調整を図り、学級と運営委員会の連絡にあたります。
2 (1) 各学年より学級数×2名を選出します。
(2) 学年部員は学年部をまとめ、運営委員会に出席します。
3 全学年部の中から学年部部长と副部长を1名ずつ決めます。
4 学年部会は学年部員で構成され、学年部部长が必要に応じて招集します。

【校外部】

- 第34条
- 1 児童の校外での生活の自主的活動を助け、安全の確保に努めます。
 - 2 各地区に合った適当な時期に地区行事を行います。
 - 3 通学路の安全確保のために、一定期間を設け集団登校のお手伝いをします。
 - 4 各班より班長1名、副班長は必要に応じて選出します。
 - 5 校外部会は、班長で構成され、招集はPTA副会長（校外部長）が必要に応じてします。

第8章 委員会

【学年合同委員会】

- 第35条
- 1 各学年のPTA会員で構成され、必要に応じて学年部が招集します。
 - 2 同学年内に共通した議案を審議します。
 - 3 その他の必要な事を審議します。

第9章 特別委員会

- 第36条 特別委員会は、運営委員会が必要と認めたとき設置する委員会です。
- 第37条 この委員会の委員長、副委員長は運営委員会に出席し、意見を述べることができませんが、議決権はありません。
- 第38条 この委員会は、運営委員会が任務の終わりを認めたとき、解散します。
- 第39条 この委員会の招集は、1回目を会長が行い、2回目からは委員長が行います。

第10章 ベルマーク委員会

- 第40条 学年部より独立し、ベルマーク委員会を設けます。
- 第41条 この委員会は各学年より学級数×2名を選出し、その中から委員長と副委員長2名を決めます。
- 第42条 この委員会はベルマークの回収、集計、広報などを行います。
- 第43条 この委員会の招集は1回目を会長が行い2回目からは委員長が行います。

第 1 1 章 改 正

第 4 4 条 本則の改正については、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とします。

第 1 2 章 付 則

第 4 5 条 この会則に付随して細則、内規を定めます。

第 4 6 条 この会則は、令和 6 年 1 月 2 9 日より改正、施行します。

東伏見小学校 P T A 細則

第 1 章 役員選考

- 第 1 条 役員選考は、会則第 3 章第 1 9 条に基づき活動します。
- 第 2 条 1 役員選考については、広報活動や保護者会などの機会を利用して、全会員が役員選出の重要性を認識し、選考方法についても理解を深めるように努力します。
- 2 (1) 2 学期末までに役員候補者選出の公示をします。
- (2) 第 1 次選考
- ① 立候補が定員に達しない場合、期日までに 1 年から 5 年までの各学級から 1 名以上の候補者を選出します。
- ② その他の候補者の受付については、PTA 役員に一任します。
- この 2 つの方法で得た候補者名を全会員に報告します。
- (3) 第 2 次選考
- 第 1 次選考で選出された候補者による互選会を PTA 立ち会いのもとで行い、役職別に最終候補者を決めます。
- 3 最終候補者全員を 3 学期末までに、全会員に報告します。
- 第 3 条 最終候補者を総会で承認してもらいます。

第 2 章 会 計

- 第 4 条 経費のうち、その他の収入とは寄付金及び各種事業の収益金の事をいいます。
- 第 5 条 その他の収入、臨時収入は運営委員会の承認を得て記帳します。
- 第 6 条 1 会費の納入、一世帯単位とし、5 月末までに一年分を納入します。
- 2 (1) 4 月～9 月の間に転出したときは、会費の半額を払戻します。
10 月 1 日以降に転出したときは、払戻しません。
- (2) 9 月末までに転入したときは、会費は全額徴収します。
10 月 1 日以降に転入のときは、半額を徴収します。
- (3) 特別な事情のある会員は申し出により、会費の一部または全額を免除することができます。
- 第 7 条 1 予備費及び活動予備費を使うときは、代表者が運営委員会で提案し、そこで承認を得ることとします。
- 2 活動予備費は、学年部、校外部及びその他の P T A 活動において使うこととします。

第 8 条 年度末の会計監査後やむをえず収支が発生した場合は、次年度会計に繰り入れ、総会で報告します。

第 9 条 会費は、一世帯につき 1 5 0 0 円とします。情勢等の理由により金額が変更になる場合があります。

第 3 章 役員・会計監査その他の委員の補充

【会長の補充】

第 1 0 条 会長に欠員が生じたときは、副会長の中から会長となります。

【役員と会計監査の補充】

第 1 1 条 会長以外の役員と会計監査に欠員が生じたときは、運営委員会の推薦により補充します。

第 1 2 条 各学年・各地区の委員に欠員が生じたときは、その学年またはその地区において補充します。

第 1 3 条 それぞれの任期は、前任者の残任期間とします。

第 4 章 サークル活動

第 1 4 条 サークルの新設は、P T A 会員同好者 1 0 名以上を募り、6 月までに会員名簿、活動内容、活動収支を P T A 会長に届け出て、運営委員会の承認を得ます。

第 1 5 条 サークルの活動については次の通りです。

1 (1) 運営は P T A 会員同好者の中から世話人を立て自主運営とします。

(2) サークル費は 1 団体、年間 1 , 0 0 0 円までとします。

(3) 印刷機の使用は原則年 3 回までとします。

2 総会で前年度の活動内容と活動収支を報告します。

3 (1) 毎年、年度初めに会員名簿を P T A 会長に提出します。

(2) ① P T A 会員同好者の人数が 1 0 名に満たない場合、活動は認めますがサークル費の助成はしません。

③ P T A 会員同好者が不在籍となった場合は廃止します。

第 1 6 条 サークルの廃止は 2 月末日までに廃止理由を P T A 会長に届け出て、運営委員会に報告します。

第5章 慶弔規定

第17条 慶弔規定は児童及び保護者・教職員・その他学校関係職員（市職員）について定めたものです。死亡の場合は次の通りです。

(円)

| | 保護者 | 教職員 | 児童 | 学校関係職員 |
|--------|-------|-------|-------|--------|
| 死亡（本人） | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |

第18条 第16条以外の事項で慶弔の必要が生じたときは、運営委員会の協議によって決定します。

第19条 緊急時は、会長が決定し、後日、運営委員会で報告します。

第20条 慶弔を受けた場合、金品による返礼は一切しないようにします。

第21条 この規定に関する申し出はすみやかに学年部員、教職員により会計に申し出ます。

第6章 改正

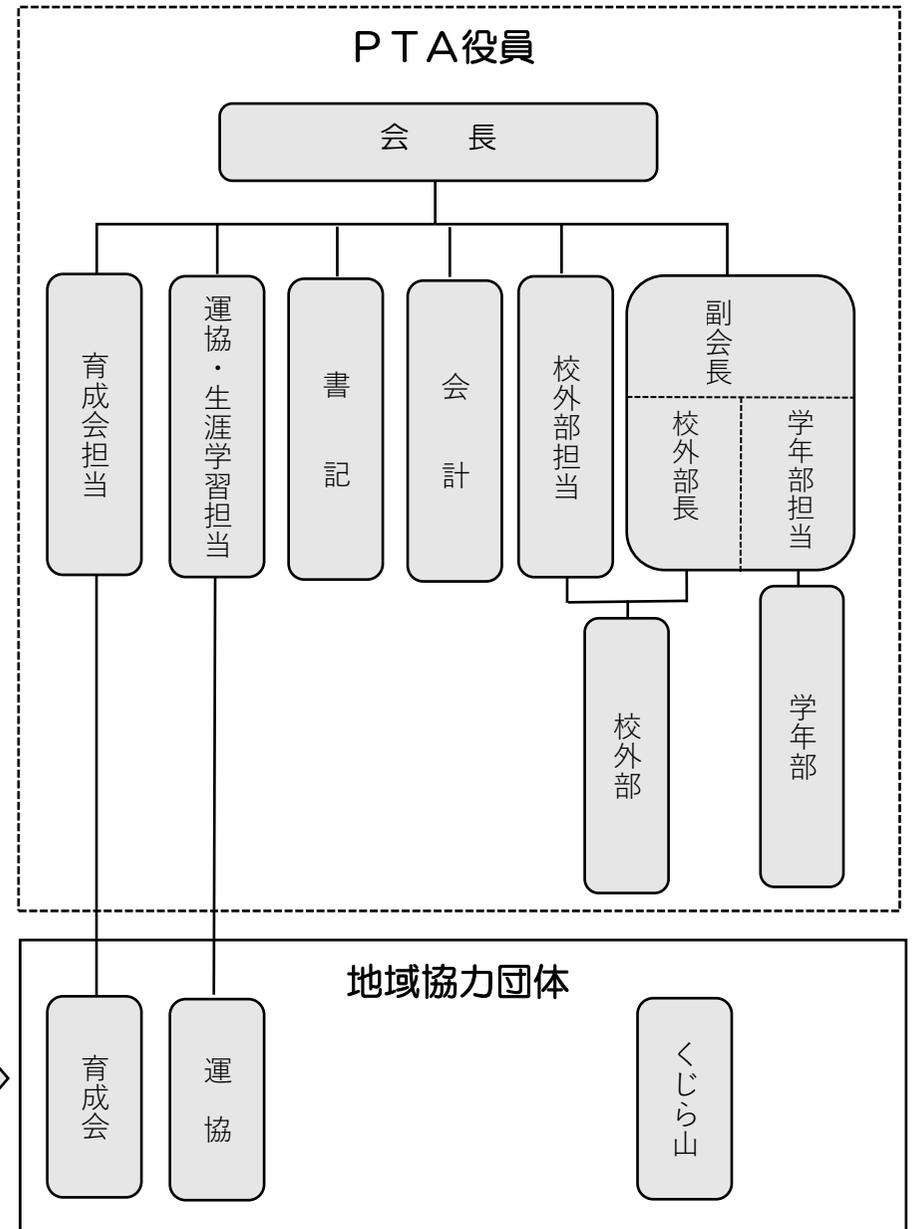
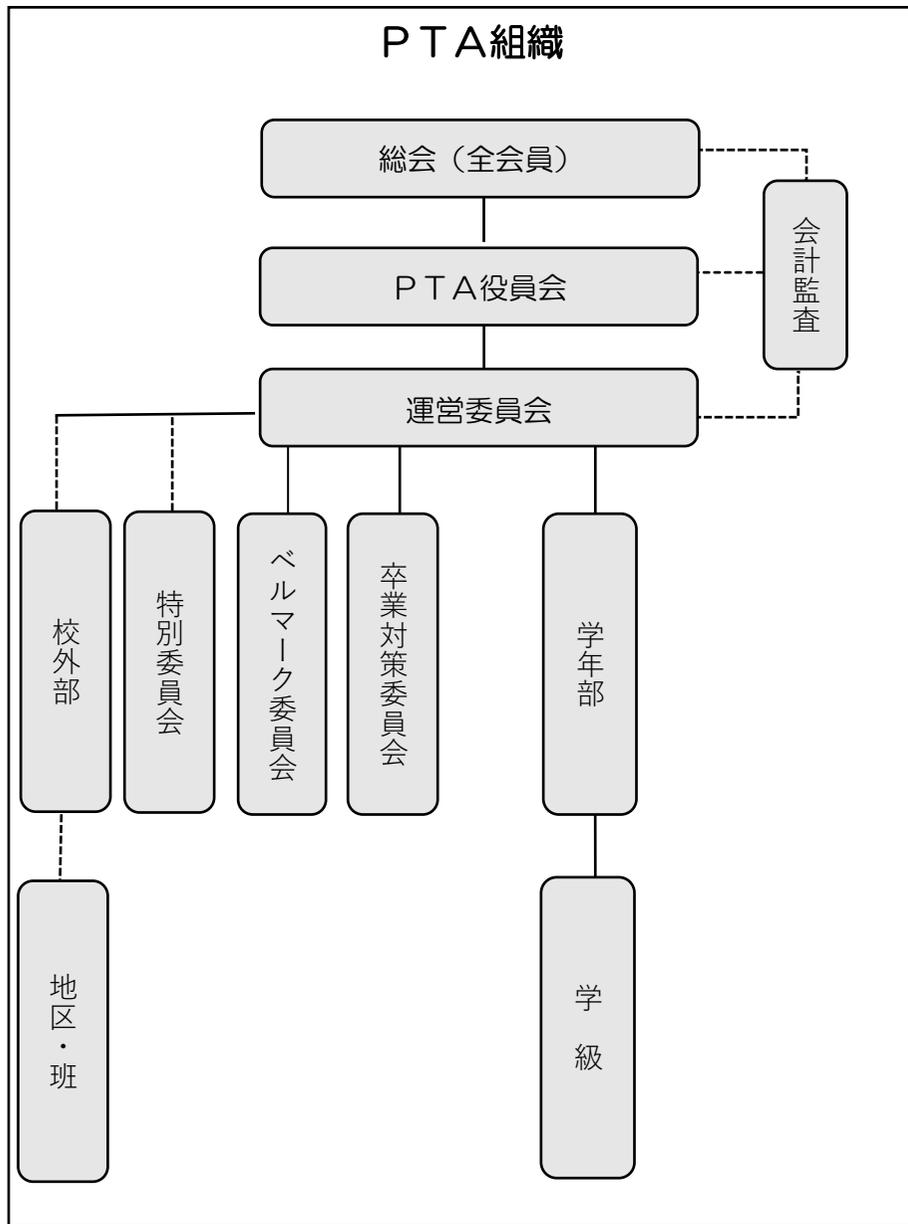
第22条 細則の改正は、運営委員会の承認を得なければなりません。

第7章 付 則

第23条 この細則は、令和6年1月29日より改正、施行します。

| | | | | | | | |
|-------|-----|-----|------|-------|-----|-----|------|
| 昭和31年 | 9月 | 9日 | 制 定 | 平成13年 | 3月 | 3日 | 一部改正 |
| 平成 2年 | 12月 | 8日 | 一部改正 | 平成13年 | 6月 | 30日 | 一部改正 |
| 平成 5年 | 4月 | 23日 | 一部改正 | 平成16年 | 11月 | 29日 | 一部改正 |
| 平成 6年 | 6月 | 28日 | 一部改正 | 平成18年 | 4月 | 20日 | 一部改正 |
| 平成 8年 | 2月 | 17日 | 一部改正 | 平成19年 | 3月 | 16日 | 一部改正 |
| 平成 9年 | 4月 | 18日 | 一部改正 | 平成22年 | 3月 | 16日 | 一部改正 |
| 平成10年 | 1月 | 13日 | 一部改正 | 平成28年 | 5月 | 16日 | 一部改正 |
| 平成10年 | 4月 | 23日 | 一部改正 | 令和 2年 | 12月 | 9日 | 一部改正 |
| 平成10年 | 5月 | 16日 | 一部改正 | 令和 6年 | 1月 | 29日 | 一部改正 |
| 平成11年 | 2月 | 6日 | 一部改正 | | | | |

東伏見小学校PTA組織図



※各部・委員会の構成及び運営方法などの詳細は、会則をご覧ください。